

高齢化で増加する相続資産

発表日：2014年9月29日(月)

～相続資産は年間42兆円～

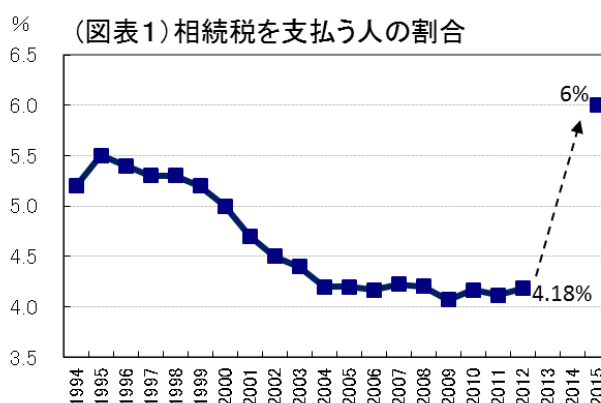
第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (TEL:03-5221-5223)

2015年になると、相続税強化によって基礎控除額が引き下がり、課税範囲が広がる。特に東京・神奈川では、新しく課税対象になる世帯は増えるだろう。相続関連ビジネスの市場規模は、約1.4倍へと拡大することが見込まれる。相続資産総額は、2000年代になって増加傾向に転じ、年間42兆円になったと試算できる。今後、相続税の課税強化と相まって、都市部で相続された空き家の扱いが注目される。

地域に起きる相続税ショック

2015年1月1日から、いよいよ相続税の課税が強化される。相続税は、基礎控除が5,000万円から3,000万円に縮減し、さらに相続人1人当たりの控除額も1,000万円から600万円へと変わる。このため、基礎控除額は4割ほど減額される。具体的な基礎控除は、1人の被相続人に対して2.4人(配偶者1人+子1.4人)の相続人がいると仮定して、7,400万円から4,440万円になる計算である。これによって、現在、相続税を支払っている人数の割合は、4.18%(相続人/死亡者数、2012年実績)から、6%前後へと上昇する見通しである(図表1)。人数で言えば、2012年52,572人の被相続人が、課税強化に伴って、6%に相当する人数に増えたと考えて75,382人(1.43倍増)になる計算だ。また、相続を受ける人数(相続人数)も、1.43倍の18.1万人に増えることになるだろう。相続関連ビジネスの市場規模も、単純に考えて2015年以降は約1.4倍に膨らむという見方が成り立つ。

(図表1) 相続税を支払う人の割合



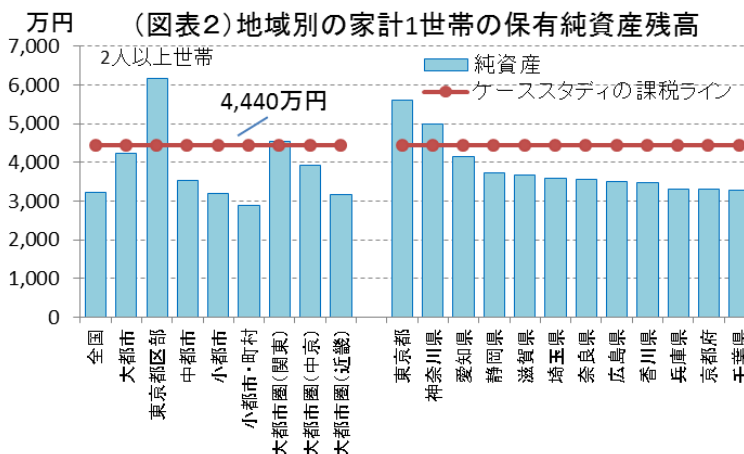
注: 国税庁、厚生労働省資料より計算。

具体的に、課税強化の影響は、地価が相対的に高い都市部の住民には大きな衝撃を与えることが想像に難くない。都市規模別、地域別に1世帯当たりの家計資産総額を並べてみると、大都市圏(関東)、東京都区部、神奈川県平均値が相対的に高いことがわかる(図表2)。東京・神奈川など南関東で、相続税対策に強い関心を抱く世帯が急増することは間違いないだろう。現時点では、まだ相続税の課税強化を身近な問題として受け止めていない世帯も少なくない。今後、周囲に相続税を支払う人が増えていけば、積極的に相続税対策に取り組み始める世帯が増える公算は高い。

具体的に、課税強化の影響は、地価が相対的に高い都市部の住民には大きな衝撃を与えることが想像に難くない。都市規模別、地域別に1世帯当たりの家計資産総額を並べてみると、大都市圏(関東)、東京都区部、神奈川県平均値が相対的に高いことがわかる(図表2)。

東京・神奈川など南関東で、相続税対策に強い関心を抱く世帯が急増することは間違いないだろう。現時点では、まだ相続税の課税強化を身近な問題として受け止めていない世帯も少なくない。今後、周囲に相続税を支払う人が増えていけば、積極的に相続税対策に取り組み始める世帯が増える公算は高い。

(図表2) 地域別の家計1世帯の保有純資産残高



注: 総務省「全国消費実態調査」の2009年データから、公示地価などを使って、2014年の地域別実物資産・金融資産の額を推計した。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

増加に転じた相続資産額

ところで、相続税の問題を考えると、今までは永らく地価が下落して、むしろ課税対象から外れる世帯が増えていたのではないかと推論を働かせる人もいるだろう。前掲の図表1でも、相続税を支払う人の割合は、漸次低下していた。資産デフレとともに、相続税は縁遠くなっていたのではないかと推論は当たっていると思う。

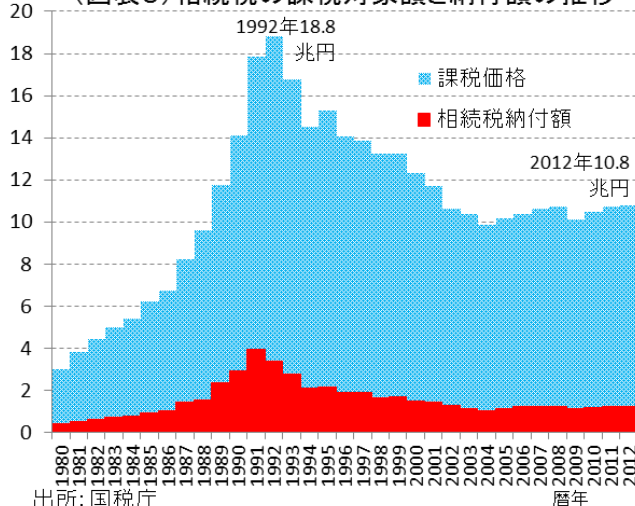
国税庁の資料によれば、相続税を実際に支払った人の課税対象資産額は、直近の2012年で10.8兆円であった。ピークは、1992年の18.8兆円であり、2012年の10.2兆円はピーク比▲43%になっている(図表3)。今回の課税強化の趣旨でもあるように、資産デフレによって相続税の課税対象者は逆に減っていたという見方もできる。

もっとも、筆者は実際にわが国の年間相続資産額を時系列で推計してみて、本当に相続資産が減少傾向であったかどうかを確認してみた。結論から言えば、1990年代は減少していた相続資産は、2000年代に反転して再び増加するトレンドに変わった公算が高い。

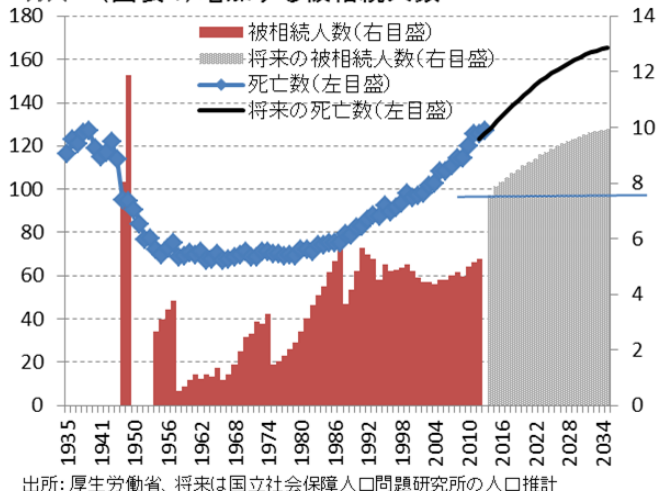
まず、この変化の背景にあるのは、高齢化が進んで、相続件数が増えていることである(図表4)。次に、相続税を支払わなかった人の分も含めて、家計全体で誰かに相続した金額(相続資産総額)を推計してみた(図表5)。筆者の推計は、総務省「全国消費実態調査」の過去データを使って、家計純資産×世帯数×年齢別死亡率を求めて、マクロの家計純資産残高の規模によって推計誤差を調整する方法である。1994年から2013年までの年間相続資産額を計算した。2013年の相続資産額は42兆円になると推計できる。家計の相続資産額の増加は、1999年以降のことである。ただし、1999年の相続額は、1994年よりも少なかったと推計される。90年代初頭は、1世帯の保有資産額が、まだバブル経済の直後であり、現在よりも大きかったと考えられる。

※相続対象になる課税価格が10.8兆円であるとすれば、相続税を支払わなかった人を含めた相続資産総額42.1兆円に対して、25.6%の金額が課税対象になっているという計算になる。被相続人の人数は、全体の相続件数の4.18%かもしれないが、金額ではさらに大きな割合になる。筆者の計算では、資産保有者の上位6%が課税対象になったとき、33.2%程度の金額が課税価格になる可能性があるかとみている。

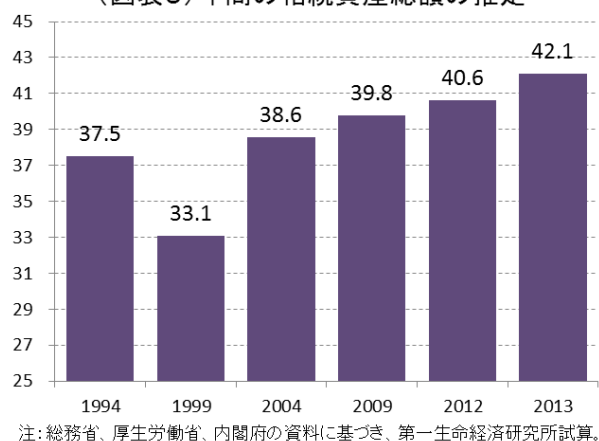
兆円 (図表3) 相続税の課税対象額と納付額の推移



万人 (図表4) 増加する被相続人数

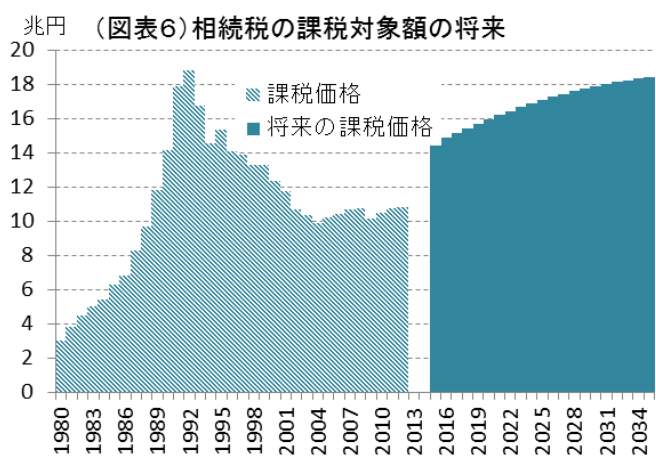


兆円 (図表5) 年間の相続資産総額の推定



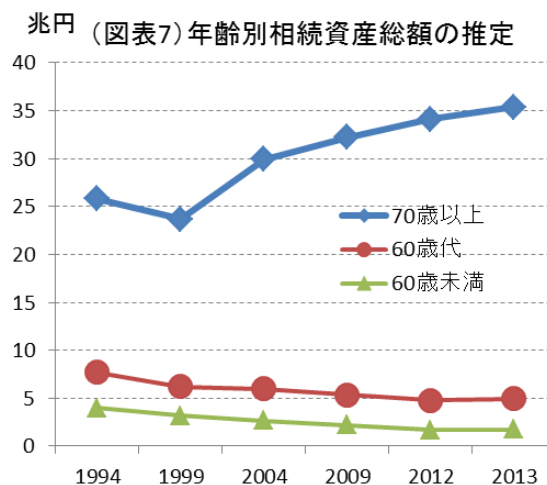
本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

1990年代末くらいまでの相続資産総額は、資産デフレで課税対象資産の金額が減少する作用が強くと表れて減少していた。それが、2000年代に入って高齢化が進んだことで、相続件数が増えて、再び相続資産額が増加に転じたと考えられる。今後、2015年1月からの課税強化は、高齢化によって相続資産が増えていく効果と相まって、相続税収を増やしていくことが見込まれる（図表6）。



出所: 国税庁

注: 将来の課税価格は1人当たり相続額は一定として、人数増加に応じて課税価格が増えると仮定して計算した。



注: 総務省、厚生労働省、内閣府の資料に基づき、第一生命経済研究所試算。

高齢者の相続事例が増える

筆者が試算した相続資産額の推移をみて気が付くのは、高齢者の相続資産額のウエイトが多くなっていくという特徴である（図表7）。高齢化が進んだことによって、相続資産に占める70歳代のウエイトは高まり、2014年度には84.0%になった（60歳以上のウエイトは95.8%）。この変化は、シニア層の相続税対策への関心が社会全体で以前よりも大きくなっていることを暗示させる。

地域別にどこに高齢者が多いかを調べると、やはり東京・神奈川の人数が多かった。今後、東京・神奈川で多くの不動産を所有する世帯では、相続税の課税強化を契機に、相続を受けた「空き家」の利活用を前向きに図ろうという世帯が増えるのではないかと考えられる。すなわち、今までは固定資産税が軽減されているということで、親の代には更地にしなかった空き家であっても、親から子供へと移転されると、自分で住まない場合は、それを処分するか、賃貸に回すかという選択を迫られる。もともと日本の不動産市場では、中古住宅の取引は相対的に乏しく、ユーザーも新築指向が強かった。それが、相続税を課されたことで、子供は空き家を引き継いだ後、税負担を何らかのかたちで回収しなくていけなくなる。そうした動機を背景に、自分では住まない空き家をリフォームして、中古住宅として賃貸するニーズは高まるはずである。

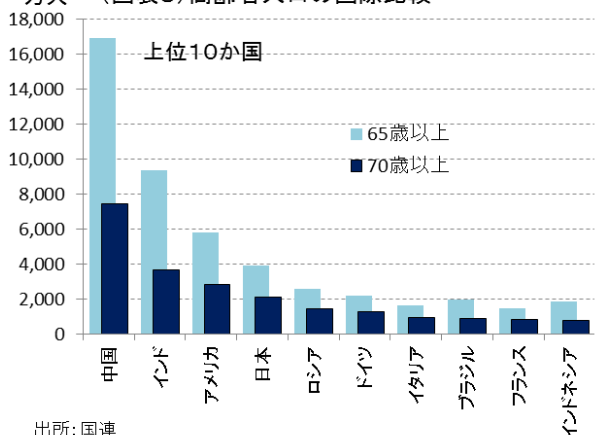
一方、最近では相続税対策として、新しく新築の賃貸マンションなどを取得・建設するような人も増えている。その場合、片方で空き家問題が存在するのに、新規住宅供給によって不動産市場では需給は緩和していくことになる。不動産市場では、矛盾したことが起こってしまう。空き家を中古住宅の賃貸として利用しようとする人には、とても不利な状況である。そうになると、空き家を相続した人々は、そこを更地にして売却するような対応を採る可能性がある。不動産市場には、相続税課税強化と空き家の要因が、需給緩和圧力になってしまうことになる。今後、相続税強化によって、都市部の中心地に空き家を所有する人々がどのような対応を採るのか、そしてそれが需給面にどのような影響を与えるのが注目される。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

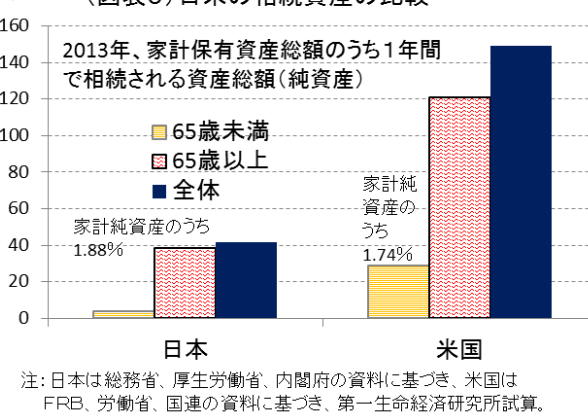
(参考) 日本は相続大国なのか、米国の相続資産との比較

日本の相続資産総額が 42 兆円にも上るのをみて、日本の相続資産が世界で最も多いという印象を抱く人もいるだろう。確かに、日本は、中国、インド、米国に次ぐ世界 4 番目の高齢者大国である（70 歳以上の高齢者人口、図表 8）。もっとも、高齢者が多いだけでは、相続資産総額が大きい国だとはみなせない。日本よりも家計の保有資産総額の大きい国があるからだ。日本よりも家計金融資産が大きな国には米国がある（1 ドル 109 円換算で米国の家計純資産残高約 8,600 兆円、2013 年）。そこで、米国の相続資産額を試算してみた。すると、米国は 149 兆円の相続資産額だと推定された（図表 9）。これは日本の 3.6 倍である。米国でも、65 歳以上の高齢者が相続資産額全体に占める割合は、81%と高かった。日本が高齢化によって相続資産を膨らませているように、高齢化の進んだ米国や欧州でも、同じような資産移転が起こっていると推察される。

万人 (図表8) 高齢者人口の国際比較



兆円 (図表9) 日米の相続資産の比較



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。